

## 【行政法】

**問題1** 足立区に在住するAは木工職人であったが、勤務していた町工場が倒産し失業した。生活のため、借金で購入した木材や自然流木等を加工し大小のオブジェや木工品を製作し自宅での販売や伝手（つて）を頼っての委託販売・ネット通販などを展開していた。当初は人気を博したがやがて製作はするものの、売れ残りや返品が自宅の庭に山積した。これが呼び水になって周辺や第三者からも家庭ごみや廃棄物などが投棄され、ついには周囲に悪臭を放ち、ごきぶりやはえなど、またねずみも大量発生する事態となった。

これら被害に遭遇した隣家のXは、区の担当課に対し、上記の事態に即刻対処すべきであると複数回にわたり申し入れたが、区は現在に至っても何ら対応していない。Xは、区に対しAへの強い働きかけを求め訴訟を提起すべく、弁護士に相談した。

〔設問〕

弁護士であるあなたは、いかなる行政訴訟を選択すべきか。また、以下の法令に照らし、本件がその訴訟要件を充足することを述べなさい。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

○ 足立区生活環境の保全に関する条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、区内における土地・建築物の適切な利用や管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を確保することを目的とする。

2～6 （略）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 区内において土地又は建築物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 不良な状態 適正な管理がされていない廃棄物、繁茂した雑草又は樹木により、土地又は建築物の周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼし、又はそのおそれがある状態をいう。

(命令)

第7条 区長は、前条第2項の規定による勧告をしたにもかかわらず、土地等が不良な状態にあると認めるときは、期限を定めて不良な状態を解消するための措置を命ずることができる。

2 (略)

○ 足立区生活環境の保全に関する条例施行規則（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区生活環境の保全に関する条例（平成24年足立区条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

2 条例第2条第3号に規定する健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼし、又はそのおそれがある状態とは、土地等が廃棄物や雑草又は樹木に覆われているなどの状況で、かつ、次に掲げる状態が生じていると認められる状態をいう。

- (1) ごきぶり、はえ、その他の害虫又はねずみが発生している状態
- (2) 廃棄物に起因する臭気が発生している状態
- (3) 放火等の温床となるおそれがある状態
- (4) その他、区長が周辺的生活環境に著しい障害を及ぼすと認める状態

**問題2** 行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)4条後段は実質的当事者訴訟について定めていますが、平成16年の行訴法改正によって、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の例示が明記されました。この立法趣旨について述べなさい。

※解答用紙の記入に際しては、問題1、問題2と見出しをつけて記入しなさい。